

火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示の見直し等に対する意見募集の結果

1 意見の募集期間

令和8年7月13日（月）～ 令和8年8月3日（月）

2 提出された意見の件数

2件（意見提出者数2名）

3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	意見の概要	県の考え方
1	今回の委員会指示の見直しについては、異論はありません。 しかし、酒田市（飛島を除く。）の漁業者のみが承認の対象となっているため、遊佐町の総トン数5トン以上の漁業者には、この漁業を操業する機会がありません。遊佐町の漁業者についても、承認を受けて操業できるよう制度の見直しを要望します。 また、近年は鮭の不漁などにより漁業経営が厳しい状況にあることから、火光利用による一本釣漁業という新たな漁業機会の確保が必要です。吹浦地区の漁業者についても、操業ルール等は関係者と協議の上で定めることを前提に、承認を受けて操業できるよう制度の見直しを早急に進めていただくよう要望します。	総トン数5トン以上20トン未満の船舶による火光釣りにつきましては、昨年度実施した浜回りで、地元の漁業者の方々との意見交換の結果、遊佐町沖については現在の12海里以内は操業禁止とし、承認の対象者は酒田市（飛島を除く）の漁業者のみという内容となったものです。 一方、海洋環境の変化や水産資源の減少などにより、漁業経営の厳しさが増しているという現状については認識しておりますので、今後、地域の実情にあった制度となるよう地元の漁業者の方々との意見交換をしていきながら検討を行い、制度の改善に努めてまいります。
2	本件の見直し案における酒田地区の承認制度について変更を求めるものではありません。 一方で、遊佐町吹浦地区の漁業者についても、別枠で火光利用による一本釣漁業の承認を受ける機会を設けていただくよう要望します。吹浦地区の漁業者も山形県沖で操業する漁業者であり、本漁法に取り組む意向があります。資源管理や漁業調整の趣旨を十分理解し、必要な操業ルールを遵守することを前提として、吹浦地区の実情に応じた承認制度を検討していただきたいと考えます。 なお、吹浦地区における操業禁止区域や操業条件などの具体的な内容については、酒田地区の制度をそのまま適用するのではなく、吹浦地区の漁業者を交えた協議の場を設け、地域の実情を踏まえた上で決定していただくことを要望します。	同上